

令和 7 年 6 月 6 日
宮城県公報第 6 0 6 号別冊

名取市に係る農業振興地域の区域の変更

令和7年6月6日
宮城県

名取市のうち次に掲げる区域

番号	大字	字	地番
(一) 旧増田町	田高	神明	昭和45年宮城県告示第690号（都市計画の決定）による市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	田高	清水	昭和45年宮城県告示第690号（都市計画の決定）による市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	田高	原	昭和45年宮城県告示第690号（都市計画の決定）による市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	田高	南	1番1から8まで、33から37まで、46番1から46番4まで、65から68まで、142から145番3まで、150から153番3まで、155から210まで、215から260番2まで
(一) 旧増田町	田高	沢目	82番1から109まで、242から270まで
(一) 旧増田町	増田	後島	439番1, 439番2, 440番1を除く区域
(一) 旧増田町	増田	関下	昭和45年宮城県告示第690号（都市計画の決定）による市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	増田	柳田	昭和45年宮城県告示第690号（都市計画の決定）による市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	増田	大畦	令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	増田	猫塚	令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	上余田	吉原	全域
(一) 旧増田町	上余田	大徳	全域
(一) 旧増田町	上余田	土合	61から119まで、122から145番2まで
(一) 旧増田町	上余田	西田	全域
(一) 旧増田町	上余田	千刈田	186番1から200まで
(一) 旧増田町	下余田	鹿島	全域
(一) 旧増田町	下余田	草倉田	全域
(一) 旧増田町	下余田	成田	全域
(一) 旧増田町	下余田	飯塚	全域
(一) 旧増田町	下余田	原田	全域
(一) 旧増田町	下余田	木戸	全域
(一) 旧増田町	下余田	中荷	1から23まで、32番1から165まで、175から220番5まで、224番2, 253番1から281番2まで、298番2, 301から342まで、344から628まで、648, 649, 655から658まで
(一) 旧増田町	手倉田	志村	全域
(一) 旧増田町	手倉田	諏訪	令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(一) 旧増田町	手倉田	堰根	令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	境	全域
(二) 旧関上町	関上	五十刈	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	新狐島	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	新大塚	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	太子堂	全域
(二) 旧関上町	関上	猿猴	全域
(二) 旧関上町	関上	新猿猴	全域
(二) 旧関上町	関上	上殿谷地	全域
(二) 旧関上町	関上	平田橋	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	鍋沼	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	新町頭	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	東場	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域

(二) 旧関上町	関上	佛文寺	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	新鶴塚	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二) 旧関上町	関上	庚申塚	令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(二)	関上	大塚	13
(二) 旧関上町	高柳		全域
(二) 旧関上町	大曲		全域
(二) 旧関上町	牛野		全域
(二) 旧関上町	小塚原		令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(三) 旧下増田村	杉ヶ袋		仙台空港用地及び海岸線から西300mまでの区域内の土地を除く区域
(三) 旧下増田村	下増田		仙台空港用地, 海岸線から西300mまでの区域内の土地及び令和3年6月15日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	上大畔	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	下大畔	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	土城堀	令和2年5月15日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	小揚場	令和2年5月15日及び令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	南沖	令和2年5月15日及び令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	飯野坂	北沖	令和2年5月15日及び令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	三角	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	南	19番3, 22番4, 22番5, 23番4, 23番5, 24番4, 24番5, 26番3, 26番4, 28番5, 28番6, 30番3, 30番4, 31番4, 31番5, 33番3, 33番4, 34番3から34番5まで, 36番5から36番7まで, 37番1, 37番5, 37番6, 38番1, 38番5, 38番6, 39番1, 39番5, 39番6, 40番1, 40番4, 40番5, 41番1, 41番4, 41番5, 43番1, 43番3, 43番4, 44番1, 44番4, 45番1, 45番5から45番8までを除く区域
(四) 旧館腰村	植松	札前	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	下札前	161番1, 164番2, 167番2, 167番3, 168番2から168番7まで, 169番1, 177番1, 188番2, 189番2, 190番2, 190番5, 198番1, 200番1, 201番1, 202番1, 260から269まで, 289を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	東	21の一部, 22の一部, 23の一部, 24から26まで, 27の一部, 28の一部, 29の一部, 30の一部及び31の一部を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	豊田	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	北	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	田中	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	宮下	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	西向	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	宿前	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	稔田	88番4, 88番6, 100番3, 100番6, 101番2, 155番4, 166番3, 166番4, 167番4, 167番5, 171番5, 172番5, 173番4, 289から291までを除く区域
(四) 旧館腰村	植松	西	旧農集街道敷地から西100mまでの区域内の土地を除く区域

(四) 旧館腰村	植松	新橋	1番1から9番2まで, 93から110まで及び186から217番3までを除く区域
(四) 旧館腰村	植松	中向	全域
(四) 旧館腰村	植松	内輪田	1から23まで
(四) 旧館腰村	植松	入生	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	田野部	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	宮島	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	植松	錦田	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	三角	全域
(四) 旧館腰村	本郷	山神	全域
(四) 旧館腰村	本郷	三ツ橋	全域
(四) 旧館腰村	本郷	矢口	全域
(四) 旧館腰村	本郷	鷹ノ橋	全域
(四) 旧館腰村	本郷	北善願	全域
(四) 旧館腰村	本郷	南善願	全域
(四) 旧館腰村	本郷	道清	全域
(四) 旧館腰村	本郷	下道清	1番1, 1番6から1番8まで, 3番1, 3番3, 6番1, 13番1, 23番1, 23番3, 23番4, 24番1, 24番3, 24番4, 25番1, 25番3, 25番4, 26番1, 26番3, 26番4, 27番1, 27番3, 27番4, 28番1, 28番3, 28番4, 29番1, 29番3, 29番4, 30番1, 30番3, 31番1, 31番3, 31番4, 32番1, 32番3, 32番4, 33番2, 34番2, 35番2, 36番2, 36番3, 37番3から37番5まで, 53番1, 53番3, 53番4, 54番2, 159を除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	三合田	124, 161から168まで及び199から212までを除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	西六軒	全域
(四) 旧館腰村	本郷	東六軒	全域
(四) 旧館腰村	本郷	観音	207番1から234番2までを除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	二間橋	114番1から118番2まで及び120から123番2までを除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	大門	11から34まで, 66から103まで, 132番1から171まで及び203番1から215までを除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	町田	1から9番2まで, 30から37まで及び79から90番2までを除く区域
(四) 旧館腰村	本郷	焼野	1番1から43まで, 51から71まで, 84から109まで, 136から164まで及び203から228までを除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	北松	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	南松	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	鶴	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	亀	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	南	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	梅	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	南竹	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(四) 旧館腰村	堀内	北竹	昭和59年1月31日現在の市街化区域を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島北目	切通前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	切通	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	木戸	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	高崎	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	稔田	全域

(五) 旧愛島村	愛島北目	大名	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	田小屋	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	喜佐道	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	南土手下	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	北土手下	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	原筒下	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	原東	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	内堀子	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	柚木	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	柚木前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	柳沢	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	諏訪前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	神ノ子入	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	山口	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	入	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	八幡前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	宿前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	財蔵前	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	南田	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	下原	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	東田	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	高野目	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	上原	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	山崎	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	清水	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	竹の内	全域
(五) 旧愛島村	愛島北目	石沢	1から29まで及び35から42までを除く区域
(五) 旧愛島村	愛島北目	上柳沢	1から8まで, 10, 13から15まで, 17から20まで及び22から25までを除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	向田	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	中丸	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	下の妻	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	内千刈	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	登戸	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	釜本	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	蔵神	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	表前	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西表前	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	南弁天	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	弁天	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	桜町	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	一本木	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	学市	現況山林を除く区域

(五) 旧愛島村	愛島笠島	鳥井崎	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西鳥井崎	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	東蔵神	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	北上平	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西上平	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	上平	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	宮下	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	月下	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	本岩	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	泉	37から40まで, 41番1, 42番1, 43から53まで, 54番1, 55番1, 56番1, 57番1, 58番1, 59番1, 60番1, 61番1, 62番1, 64番1, 65から71まで, 73から77まで, 79, 81及び82を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	東国見	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西台	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西南沢	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	東南沢	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	北南沢	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	表	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	西小袋石	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島笠島	南小袋石	現況山林を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	宇賀崎	232, 233, 474番1, 477, 480番1, 484番1, 184番2, 486番1及び486番3の各一部を除く区域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	柳町	全域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	土手下	全域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	上沖	全域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	後田	全域
(五) 旧愛島村	愛島小豆島	島東	1番1から65まで, 108番1から173まで, 175番1から298まで, 309から319まで及び325から330まで
(五) 旧愛島村	愛島塩手	花館	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	深町	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	中田	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	拾石	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	岩沢	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	東滝沢	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	東田	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	南田	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	上田	全域
(五) 旧愛島村	愛島塩手	下田	令和7年6月6日現在の市街化区域を除く区域
(五)	愛島塩手	十石上	90番1から97まで及び100から103まで
(五)	愛島塩手	十石中	8番2
(五)	愛島塩手	十石下	6番2, 6番5及び6番6
(六) 旧高館村	高館吉田	乗馬	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	宮神明	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	北宮神明	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	中在家	全域

(六) 旧高館村	高館吉田	東中在家	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	二丁町	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	北二丁町	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	南二丁町	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	深町	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	吉合	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	鹿野東	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	下鹿野東	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	真坂	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	東真坂	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	内館	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	東内館	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	前内館	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	西内館	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	窪田	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	西窪田	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	松木下	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	長六反	全域
(六) 旧高館村	高館吉田	南土手下	全域
(六) 旧高館村	高館川上	西北畑	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	西荒井	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	小佐治	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	青木田	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	蛭田	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	本木	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	西本木	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	東北畑	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	八反	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	中本木	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館川上	五性寺	現況山林を除く区域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	岩口上	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	岩口中	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	岩口下	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	飛鳥	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	飛鳥上	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	飛鳥中	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	飛鳥下	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	飛鳥西	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	舞台上	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	舞台中	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	舞台下	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	八ツ口	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	八ツ口前	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	五反田	全域

(六) 旧高館村	高館熊野堂	土手下	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	谷地前	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	谷地前西	全域
(六) 旧高館村	高館熊野堂	岩口南	1番1から1番6まで及び2を除く区域
	四郎丸	昭和上	全域
	四郎丸	昭和境	全域
	四郎丸	昭和下	全域
	四郎丸	昭和西	全域
	四郎丸	昭和前	全域
	四郎丸	昭和南	全域
	下野郷	浦條	全域
	下野郷	砂甫浦	全域
	下野郷	田島	全域